

きれいな地球で遊びたいね

地球温暖化・大気汚染の防止にご協力ください



冬は1年中で最も空気が汚れやすい季節です。また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度が増え続けています。

家庭でできる小さな心がけで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

- ・暖房温度は19℃以下に設定しましょう
- ・ unnecessary照明・電気製品の電源をこまめに消しましょう
- ・無用なアイドリングや、急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう
- ・できるだけ、公共交通機関や自転車を利用しましょう
- ・給湯器の設定温度をできるだけ低くしましょう

問合せ 環境課環境保全係

児童扶養手当の支給要件が変わりました

問合せ こども課育成支援係

ひとり親家庭などを対象に支給されている児童扶養手当法が改正されました。

これまでは公的年金などを受けているため手当の対象とならなかった人も、平成26年12月1日以降は、申請する人や児童が受け取る

公的年金などの額が手当額よりも低い場合には、その差額分の手当が支給されるようになります。

手当を受けるためには申請が必要です。差額の計算方法などの詳細については、現在受給している年金の金額がわかる書類を準備し、こども課育成支援係へお問い合わせください。

児童扶養手当額 (平成26年12月1日時点)

第1子 9,680円～41,020円

第2子 14,680円～46,020円

第3子 17,680円～49,020円

※所得に応じて金額が決定します。



税務課からのお知らせ

問合せ 税務課固定資産税係

家屋の取り壊し・土地利用状況の変更はご連絡を

家屋(建物)は1月1日時点で存在すると、1年分の固定資産税・都市計画税が課税されます。また、土地の税額は土地と家屋の利用状況によって決定します。

家屋を取り壊した場合や、土地・家屋の利用状況を変更した場合は、必ずご連絡ください。

届出期限 12月26日(金)まで

償却資産の申告

事業用の償却資産を持つ人は償却資産の申告義務があります。今年申告した人は、12月中旬から申告用紙を送付します。資産の増減がない場合も申告が必要です。

今年から新たに事業を始めて、事業用の資産を持つ人も申告の対象です。税務課に備付けの申告書を申告期限までに提出してください。

申告期限 2月2日(月)まで

新築住宅建設等促進補助制度をご利用ください



市内に居住用の住宅を新築した人または新築住宅・新築マンションを購入した人に建設費(購入費)の一部を補助します。

対象 次のすべてに該当すること

・市内に居住用として平成25年1月～12月までに住宅を新築した人または新築住宅・新築マンション(分譲住宅)を購入した人

※平成26年度に新たに固定資産課税(補充)台帳に登録された住宅が対象です。

・住宅の居住部分の床面積が50㎡以上で、玄関・台所・便所などがあること

・市の木造住宅耐震建替補助を受けていないこと

申請期限 12月26日(金)まで

補助額 固定資産評価額の0.7% (限度額40万円)

【三州瓦利用促進加算】

新築住宅建設等促進補助金の対象となる住宅で市内に本社または工場を有する事業者の事業所で生産された瓦を屋根材として使用した場合、1㎡あたり300円を加算(限度額10万円)とします。

問合せ 商工課労政観光係